

(令和2. 4. 10)

民事立会係の実施業務について

第1 継続業務

1 文書受付業務（新件引継業務も含む。）

2 人身保護に関する事務

1件あり

3 保全に関する業務（緊急性の高いもの）

第2 継続業務以外に実施する業務

1 保全に関する業務（緊急性の高いもの以外）

証拠保全 1件（4. 9受付）

2 執行停止事務

3 執行文付与及び各種証明事務

4 郵便発送事務

5 当事者対応（窓口、電話）

第3 留保する業務

期日指定など上記以外の業務全て

第4 人員態勢（総人数9名）

原則として、通常勤務4名（書記官3名（管理職含む。）、事務官1名）態勢。

なお、今後の状況により、さらに在宅勤務者を増やす予定。

以上